

## スポーツ大会開催及びスポーツ大会出場特別補助金交付要綱

### (通則)

第1条 スポーツ大会開催及びスポーツ大会出場特別補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、一般的なスポーツ大会開催及びスポーツ大会出場に対して補助金を交付する際に対象とする「スポーツ大会開催及びスポーツ大会出場補助金交付要綱」に基づかず、大会規模、事業費、レベル、経済波及効果、その他政策的要素を勘案すべき事業に対して、必要とする経費の一部を補助し、もってスポーツの振興を図ることを目的とする。

### (補助事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 金鷲旗・玉竜旗高校柔剣道大会開催
- (2) 福岡志賀島金印マラソン大会開催
- (3) 全日本選抜柔道体重別選手権大会開催
- (4) KYUSHU SUN-CUP開催
- (5) 福岡トライアスロンフェスタ開催
- (6) 福岡国際マラソン選手権大会開催
- (7) U-15全国選抜ジュニアテニス選手権大会開催
- (8) 第1号から第7号に掲げる事業のほか、市長が特に必要と認めるスポーツ大会の開催
- (9) 県民スポーツ大会出場
- (10) 全国青年大会出場
- (11) 第9号及び第10号に掲げる事業のほか、市長が特に必要と認めるスポーツ大会への出場

### (補助金を交付できるもの)

第4条 補助金を交付できるものは、前条第1号から第8号に掲げる補助事業を主催する団体及び第9号から第11号に掲げる補助事業の引率責任者で市税に係る徴収金を滞納していないのものとする。

2 前項のものうち、前条第8号に掲げる補助事業を主催する団体及び第11号に掲げる補助事業の引率責任者は、公募により募集する。

### (補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費とし、その区分及び内容等については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第3条第1号から第8号に掲げる事業については、別表第1及び別表第2
- (2) 第3条第9号から第11号に掲げる事業については、別表第3及び別表第4

2 補助事業に関わる収入は、補助事業の実施に要する経費の財源となる全ての収入とする。

### (補助金の額)

第6条 第3条第1号から第8号に掲げる補助事業の補助金の額については、補助事業の収支差について、補助対象経費の10分の1以内で、予算の範囲内で市長が決定し交付する。ただし、市長が特に必要と認める場合には、予算の範囲内で補助金の額を別に定めることができるものとする。

2 第3条第9号から第11号に掲げる補助事業の補助金の額については、出場にかかる実費の範囲内とし、1人当たり8,000円を限度に予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(事前審査)

第7条 第3条第8号に掲げる事業を主催し、補助金の交付を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を、事業実施の前年度7月末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) スポーツ大会開催要項
- (3) 収支予算書
- (4) 団体の規約等及び役員名簿

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、審査のうえ第3条第8号に掲げる事業とするか否かを決定し、団体に通知するものとする。

(申請手続)

第8条 第3条第1号から第8号に掲げる補助事業を主催する団体(以下「団体」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、事業開始日の14日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) スポーツ大会開催要項
- (3) 収支予算書
- (4) 団体の規約等及び役員名簿

2 第3条第9号から第11号に掲げる補助事業の引率責任者(以下「引率責任者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、スポーツ大会開催日の14日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) スポーツ大会開催要項
- (3) 収支予算書
- (4) 引率責任者名
- (5) 出場選手名簿

3 団体及び引率責任者は、補助金交付申請書を提出するにあたって、補助金に係る仕入れに係る消費税相当額(補助金を財源として行う仕入れに要する経費のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付決定)

第9条 市長は、団体または引率責任者(以下「団体等」という。)から補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ補助金を交付するか否かを決定し、交付することに決定したときはその旨を交付決定通知書により団体等に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた団体等は、補助事業終了後すみやかに、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の成果を証する書類
- (2) 収支決算書

2 第8条第3項ただし書きに基づき交付の申請をした団体等は、前項に定める実績報告書を提出するにあたって、補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 第8条第3項ただし書きに基づき交付の申請をした団体等は、第1項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額)を消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書に係る書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、審査のうえ交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により団体等に通知するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第12条 市長は、次の各号に掲げる場合には交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) スポーツ大会の開催を中止した場合

(2) スポーツ大会が中止された場合又はスポーツ大会への出場を中止した場合若しくは出場人数が減少した場合

(3) 補助金を他の用途に使用した場合

(4) 補助金の交付に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があった場合

(5) 福岡市補助金交付規則又はこの要綱に違反した場合

2 市長は前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第13条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業を実施する団体または補助対象となる個人等(第4項において「補助事業者等」という。)が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者等に対し当該申請者又は当該補助事業者等(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
(期間)
- 2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。  
附 則  
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。  
(期間)
- 2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。  
附 則  
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
(期間)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。  
附 則  
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。  
(期間)
- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。

別表第1 補助対象経費

区分	内容
使用料及び賃借料	会場使用料、車両の借り上げ料等
設営費	会場設営費、会場撤去費等
報償費	審判員など臨時に雇用される者の賃金等
旅費	交通費、宿泊費等
印刷費	プログラムの印刷代等
消耗品費	事務用品、競技用具、トロフィー代等
通信・運搬費	郵便料金等
保険料	傷害保険等
その他市長が補助事業の実施に必要と認めるもの	

別表第2 補助対象外経費

区分	内容
人件費	主催者構成員に支払う手当
団体の経常的な運営経費	事務室の賃借料等
有料プログラム作成にかかわる経費	－
大会開催にかかわる賞金	－
航空機及び新幹線の特別料金	ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン席料金等
食糧費	ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は、必要最小限の範囲で補助対象とする。 また、国際大会の歓迎会など大会開催に欠かせないと認められるものについても、補助対象とする。
その他市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの	

別表第3 補助対象経費

区分	内容
参加料	参加料、保険料等
旅費	交通費、宿泊費等
ユニフォーム代	代表選手としてのユニフォーム代
その他市長が補助事業の実施に必要と認めるもの	

別表第4 補助対象外経費

区分	内容
食糧費	－
航空機及び新幹線の特別料金	ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン席料金等
その他市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの	